

滋賀県警察子どもたちを守る I T リテラシー向上コンテンツ作成業務委託仕様書

1 業務の名称

滋賀県警察子どもたちを守る I T リテラシー向上コンテンツ作成業務

2 業務の目的

子どもを対象とした I T リテラシーに関する動画教材は多く存在するものの、県内の小・中学校等からサイバー犯罪防止教室の実施依頼を受ける際、「既存のネットリテラシーに関する教材ではなく、危険性をよりリアルに子どもたちに伝えてもらいたい。」と要望されることが多く、その依頼に応じ、サイバー犯罪対策課の担当者において教材（パワーポイントスライド）を作成して教室を実施している状況である。

そこで教室で取り扱う主要なテーマをコンテンツ化し、小・中学校等において広く活用することで、子どもたちが安全にインターネットを利用できる I T リテラシーを身につけることを目的とする。

3 業務委託の内容

受託者は、次のことに留意し、動画の企画・制作をすること。

(1) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日（金）までとする。

ただし、仕様書記載の条件を満たした場合は、その時をもって業務の完了とする。

(2) 動画の企画・作成

ア 動画の種類

(ア) 作成する動画コンテンツは小学生対象と中学生対象、養護学校対象の 3 種類とする。

(イ) 作成する動画コンテンツの時間は対象毎のチャプターを合計して 30～40 分程度とする。

(ウ) ひとつの動画コンテンツにおけるチャプター毎に個々の動画ファイルとして作成する。

(エ) 動画形式は WMV または MPEG 4 形式（HD 画質以上、音声あり）とする。

(オ) 動画は、県警公式ホームページ等で公開するほか、防犯教室で活用する。

(カ) 動画データは、インターネット経由または DVD 等の媒体に複製して配布する。

イ 動画の内容

(ア) 上記の「小学生対象」の動画について

- a インターネットと SNS について
- b インターネットのこわさについて
- c ほんとうにあったインターネットのトラブル事例
- d スマホ（ゲーム）依存・ゲーム課金
- e 言葉の取り違え
- f SNS での悪口
- g 個人情報の流出
- h 児童ポルノ被害（オンラインゲーム編）
- i 不正アクセス（オンラインゲーム編）
- j 小学生編まとめ

(イ) 上記の「中学生対象」の動画について

- a サイバー犯罪とは
- b サイバー犯罪に巻き込まれた事例
- c SNSでの悪口
- d 個人情報の流出
- e 児童ポルノ被害（SNS編）
- f SNSでの炎上
- g 不正アクセス（SNS編）
- h 犯罪行為をすると
- i 中学生編まとめ

(ウ) 上記の「養護学校対象」の動画について

上記「小学生対象」動画と同様の内容に手話による説明を付加する。

上記項目を各チャプターとし、チャプター毎に動画を作成する。

県警サイバー犯罪対策課から提供する防犯教室で使用しているスライド資料およびスライド毎のセリフを参考に動画を作成すること。

ウ その他、必ず付加する事項

(ア) 日本語字幕（ルビ入り）

(イ) クレジット「滋賀県警察本部」

エ 企画・制作にあたっての留意事項

(ア) 盛り込む内容は、主旨が変わらない範囲で、表現を変更して差し支えない。

(イ) 上記2に記載の目的を達成できるよう、言葉や表現方法を工夫すること。

(ウ) 動画の規格は、1080i 方式のHD映像（フルハイビジョン）とすること。

(エ) 動画の作成にあたっては、受託者の責任において細心の注意を払い、以下aからeに抵触するような内容および表現等（おそれのある場合も含む。）を避けること。判断に迷う場合は県警サイバー犯罪対策課の事業担当者に確認すること。

- a 著作権に反するもの
- b 公序良俗に反するもの
- c 誇大な表現
- d 暴力的・嫌悪感を抱く表現
- e 差別・偏見・誤解を招くもの

(オ) 動画制作に関しては県警サイバー犯罪対策課の審査を受けて了承されたものとし、完成までの間は双方が協議を密にし、校正等については真摯にこれに対応すること。

(3) その他条件

本仕様書に記載のない事項については、必要に応じて県警サイバー犯罪対策課と協議の上、その決定に従うこと。

4 納品物および納期限について

(1) 上記3(2)については、下記のとおり納品すること。

動画の種類	形式・本数	納品先
小学生対象、中学生対象および養護学校対象	DVD 等（WMV、MPEG-4 のいずれかのデータ形式） 1 枚にまとめて納品すること	滋賀県警察本部生活安全部 サイバー犯罪対策課 （大津市打出浜 1-10）

(2) 納期限

令和 8 年 2 月 19 日(金)までとする。

(3) 各成果物については、県警サイバー犯罪対策課の検査を受け、合格したものを納品先に納品すること。

5 業務完了報告

全ての成果物の納品、検査および引渡しが完了した後は、業務完了報告書を提出すること。

6 特記事項

- (1) 制作は、あらかじめ県警サイバー犯罪対策課と調整したスケジュールに基づき行うこと。
- (2) 制作は、その内容について県警サイバー犯罪対策課と十分協議を行った上で行うこと。
- (3) 既製のイラストや、タレント等を使用する場合は、必ず承諾を得てから行うこと。
- (4) 業務履行に際し、他の者の著作物を利用する場合は必ず許諾を得ること。万一、著作権上の問題が生じた場合には、委託者に不利益が生じないように受託者においてこれを処理すること。
- (5) 制作した動画については、この委託業務にかかる契約期間満了後についても、特に期限を定めず本県が行う周知・広報に使用する予定であることから、必要な著作権にかかる手続等については受託者においてこれを処理すること。また、これにかかる著作権使用料については今回の契約金額に含むこと。
- (6) 本仕様書の中に示す周知・広報のほか、本事業で制作した動画を使用した周知・広報を行う場合があるので、制作者は県警サイバー犯罪対策課に対して必要なデータや写真、資料などの情報を提供すること。
- (7) その他、本業務を遂行するに当たって必要な事項については、協議のうえ、決定する。